

令和5年度 福井県内部統制評価報告書

福井県知事 杉本 達治は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備および運用に関する事項

福井県知事 杉本達治は、福井県の内部統制の整備および運用に責任を有しており、福井県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「福井県内部統制基本方針」（令和2年3月16日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備および運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見できない可能性があります。内部統制の整備および運用に係る評価結果等を踏まえ、必要な見直しを行いながら適切な制度の運用に努めてまいります。

2 評価手続

福井県においては、令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施したところ、国費事務について、県民の信頼を大きく損なう運用上の重大な不備を、別紙のとおり2件把握したため、財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

上記の重大な不備については、不備の把握後、速やかに是正措置を講じるとともに、全庁的に情報共有および注意喚起を行っております。

令和6年度においては、こうした不備の再発を防ぐため、国費事務の取扱いについて周知・徹底するとともに、システムの構築や体制の強化を実施してまいります。

令和6年8月19日 福井県知事 杉本 達治

令和5年度 内部統制の重大な不備および是正の概要

(1) 事案の概要

＜国費の受入手続の不備＞

令和5年度水産庁所管補助金の受入手続において、事務処理の不備により国費約4億6千万円を県会計に受入できなかった事案であり、令和6年4月30日に水産庁から、県が報告していた支出見込額と国の官庁会計システムの支払済額に差があるとの連絡を受け、官庁会計システムで事務処理（国費の支出決定決議書の入力）を期限までに行っていなかったことが判明しました。

なお、当該事案の発覚は、評価対象期間外（令和6年4月）でしたが、令和5年度の財務に係る事務であり、県政に対する県民の信頼を大きく損なう事案として公表されたものであることから、令和5年度内部統制における「重大な不備」であると判断しました。

＜国費の所要額調査手続の不備＞

上記事案の発覚を踏まえて、国費受入れ不備の全庁調査を実施した結果、令和5年度厚生労働省所管補助金の所要額調査において、回答漏れがあり、国費165万円を県会計に受入できなかった事案を新たに確認しました。

なお、当該事案は、国費の受入手続の不備とは異なる内容の不備ですが、国費を県会計に受入できなかったという点で同種の事案であり、県政に対する県民の信頼を大きく損なう事案であることから、令和5年度内部統制における「重大な不備」であると判断しました。

(2) 是正の状況

本件は、国費会計事務の進捗管理が担当者任せになっていたこと、業務の進捗管理を行うチェックシートの共有が所属限りで全庁的なチェック体制が不十分であったこと、国費を扱う所属・職員に限られ会計事務に不慣れな職員が多いこと、国費会計事務に関する留意事項の引継ぎが不十分であったことが原因であり、二度と同様の事案を起こさないよう、コンプライアンス推進会議を開催し、全庁的に情報共有および注意喚起を行うとともに、国費会計事務研修等を開催し、国費の基本や早期受入れを周知する措置を速やかに講じています。

また、今後さらに、国費事務の漏れ・遅延を防止するため、全庁で一元的に管理するチェックシステムを構築するとともに、各部、総務部および会計局に国費事務の担当者を選任・配置し体制を強化、よくある問い合わせに対応できる生成AI窓口の開設等を行い、再発防止に取り組んでまいります。

令和5年度福井県内部統制評価報告書 説明資料

I 評価期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

II 対象所属

知事部局、議会局および各委員会・委員の事務局

III 対象事務

財務に関する事務

IV 評価方法

1 全庁的な内部統制の評価

(1) 評価項目

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）別紙1の評価項目とした。

(2) 整備状況

各評価項目について、本県の条例、規則のほか、庁内で公表（通知）されている要綱やマニュアル、設置されている会議等について整理し、記録した。

(3) 運用状況

各評価項目の整備内容に関する運用状況について、庁内で公表（通知）されているものについては当該文書で、庁内で公表（通知）されていないものについては、担当課に照会・ヒアリングを行った。

2 業務レベルの内部統制の評価

(1) 整備状況および運用状況

各所属のリスク評価シートおよび自己点検表に基づいた自己評価および内部統制推進部局関係課による基礎評価を踏まえ、評価した。

V 評価概要

1 全庁的な内部統制の評価概要

(1) 総括

内部統制の6つの基本的要素（「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング」「ICTへの対応」）について評価した結果、「重大な不備」は認められなかった。

(2) 各基本的要素の評価結果

① 統制環境

<評価結果>

内部統制の目的と取組等を定めた「福井県内部統制基本方針」や福井県職員の行動規範「福井県職員クレド」等により知事の姿勢表明を行うとともに、内部統制の目的達成に向けた組織・体制の整備や人事管理について、必要な取組みが実施されている。

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	統制内容を示す資料
① 統制環境	1 知事は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。	1-1 知事は、地方公共団体が事務を適正に管理および執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自らの指示、行動および態度で示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の方針 (R2) ・福井県内部統制推進要領 (R2) ・福井県職員クレド (R元) ・福井県職員倫理規則 (R元) ・福井県職員服務規程 (S39)
		1-2 知事は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動および意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員および外部委託先、ならびに、住民等の理解を促進しているか。	
		1-3 知事は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	
	2 知事は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織、報告経路および適切な権限と責任を確立しているか。	2-1 知事は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県内部統制推進要領 (R2) ・組織体制の整備・見直し (H26：審査指導課・各会計室の設置) ・組織および定員管理について (総務部長通知) (毎年) ・福井県の部制に関する条例 (S28) ・福井県行政組織規則 (S39) ・福井県事務決裁規程 (S50) ・福井県出先機関事務決裁規程 (S50)
		2-2 知事は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署および各種の会議体等について、それぞれの役割、責任および権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	
	3 知事は、内部統制の目的を達成するに当たり、適切な人事管理および教育研修を行っているか。	3-1 知事は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保および配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・会計事務研修 (毎年) ・福井県職員の人材育成に関する基本方針に基づく職員研修 (毎年)
3-2 知事は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。		<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進会議設置要綱 (H22) ・人事評価制度 (人事評価ガイドブック) ・綱紀肅正および服務規律の確保について (総務部長通知) (適時) ・職場管理者会議 (職員の不祥事が確認された場合すみやかに開催) 	

② リスクの評価と対応

<評価結果>

内部統制基本方針および推進要領により、内部統制の目的と取組、各所属における取組事項（重点取組事項（リスク）の選定、自己点検表のチェック）を明示するなど、制度の適正な運用に向けた取組みが実施されている。

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	統制内容を示す資料
② リスク の評価と 対応	4 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。	4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的および業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	・福井県内部統制推進要領（R2）
		4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それによってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	
	5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。	5-1 組織は、各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。	・福井県内部統制推進要領（R2）
5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全庁的なものであるか否かを分類する 2) リスクを質的および量的（発生可能性と影響度）な重要性によって分析する 3) リスクについていかなる対応策をとるかの評価を行う 4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する	5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。		
	6 組織は、内部統制の目的に係るリスクの影響度等の評価と対応策の検討過程において、自身の所属に生じうる不正の可能性について検討しているか。	6-1 組織において、自らの所属や他の所属において過去に生じた不正および他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。	

③ 統制活動

<評価結果>

内部統制基本方針および推進要領により、リスクの選定から自己評価までの具体的なプロセス等を明示するなど、適切な制度運用に向けた取組みがなされており、各所属における業務レベルの評価結果をふまえても、基本方針や実施要領に沿った適正な運用が図られている。

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	統制内容を示す資料
③ 統制活動	7 組織は、リスクの評価および対応において決定された対応策について、各所属における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。	7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されているか。	・福井県内部統制推進要領 (R2)
		7-2 組織は、各職員の業務遂行能力および各所属の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。	
	8 組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針および手続を明示しているか。	8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 1) 権限と責任の明確化 2) 職務の分離 3) 適時かつ適切な承認 4) 業務の結果の検討	1) 2) ・福井県の部制に関する条例 (S28) ・福井県行政組織規則 (S39) ・福井県事務決裁規程 (S50) ・福井県出先機関事務決裁規程 (S50) ・福井県出納事務決裁規程 (S50) 3) ・福井県事務決裁規程 (S50) ・福井県出先機関事務決裁規程 (S50) ・福井県出納事務決裁規程 (S50) 4) ・組織定員管理方針 (組織および定員管理について (総務部長通知)) (毎年) ・福井県内部統制推進要領 (R2)
		8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価および必要に応じた是正措置を行っているか。	・福井県内部統制推進要領 (R2)

④ 情報と伝達

<評価結果>

事務決裁規程により決裁権限を明示し、文書規程による文書の作成や、取扱いの原則を定めることにより信頼ある情報が作成される体制を整備している。

また、いんたらネットふくい（会計事務ポータルや全庁情報）等の整備により情報が適時かつ適切に伝達される体制を構築している。

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	統制内容を示す資料
④ 情報と伝達	9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。	9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県内部統制推進要領（R2） ・福井県財務規則（S39） ・福井県出納事務決裁規程（S50） ・福井県事務決裁規程（S50） ・福井県出先機関事務決裁規程（S50） ・福井県文書規程（S61）
		9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県パブリックコメント制度実施要領（H12） ・福井県行政情報ネットワーク運営管理要領（H11） ・福井県公益通報処理要領（H18） ・附属機関に関する条例（S28） ・附属機関および懇話会等の設置・運営要綱（H8）
		9-3 組織は、住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県個人情報保護条例（H13） ・福井県個人情報保護条例施行規則（H13） ・個人情報（マイナンバー）の提出について（H27.12.28付会計課長通知） ・福井県情報セキュリティポリシー対策基準（H19）
	10 組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする所属への伝達および適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。	10-1 組織は、作成された情報および外部から入手した情報が、それらを必要とする部署および職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・いんたらネットふくい（会計事務ポータルや全庁情報）の運用 ・Office365運営管理要領（H31）
		10-2 組織は、組織内における情報提供および組織外からの情報提供に対して、係る情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県公益通報処理要領（H18） ・福井県行政組織規則（S39）

⑤ モニタリング

<評価結果>

各所属における業務レベルの内部統制の運用状況に関しては、所属長による日常的モニタリングの実施とともに、上期（10月）および下期（3月）時点での定期的な各所属の自己評価、評価部局による独立的評価を実施するなど、推進要領に沿った適正な運用が図られている。

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	統制内容を示す資料
⑤ モニタリング	11 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリングおよび独立の評価を行っているか。	11-1 組織は、内部統制の整備および運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリングを実施するとともに、それに基づく内部統制の是正および改善等を実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県内部統制推進要領 (R2) ・福井県出納事務決裁規程 (S50) ・福井県会計検査規程 (S35) ・福井県財務規則 (S39)
		11-2 モニタリングまたは監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正および改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署または監査委員等に結果が報告されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県内部統制推進要領 (R2) ・福井県会計検査規程 (S35) ・福井県財務規則 (S39)

⑥ ICTへの対応

<評価結果>

福井県IT（情報通信技術）推進要綱を定め、県の電子化に関する各種情報化施策の総合的かつ効率的な推進および運営に努めている。

また、福井県情報セキュリティポリシーにより、県が保有する情報資産の機密性、完全性および可用性を維持するため、情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めるなどの統制を行っている。

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	統制内容を示す資料
⑥ ICTへの対応	12 組織は、内部統制の目的に係るICT環境への対応を検討するとともに、ICTを利用して利用している場合には、ICTの利用の適切性を検討するとともに、ICTの統制を行っているか。	12-1 組織は、組織を取り巻くICT環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針および手続を定めているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県IT（情報通信技術）推進要綱 (H15)
		12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムのライフサイクル・マネジメントシステム実施要綱 (H20) ・福井県情報セキュリティポリシー基本方針 (H19)
		12-3 組織は、ICTの全般統制として、システムの保守および運用の管理、システムへのアクセス管理ならびにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県情報セキュリティポリシー対策基準 (H19) ・財務会計オンラインシステムのセキュリティに関する実施要領 (H15)
		12-4 組織は、ICTの業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・財務会計オンラインシステム施設および財務サーバ管理運営要領 (H17)

2 業務レベルの内部統制の評価概要

(1) 総括

全248所属において業務レベルの評価を実施した結果、下表のとおり複数の不適事項の発生が確認された。うち2件は「重大な不備」に該当する事案であった。

また、これらの不適事項の発生を認識した経緯について確認したところ、各所属による自己点検等によるものが約47%、定期監査・会計検査等によるものが約28%、その他（相手方の指摘等によるもの）が約25%であった。

・不適事項件数 総括

業務分野	件数	評価区分				発見経緯			うち 重点 取組 事項	うち 所属 独自 業務	
		重大	大	中	小	自所属 (自己 点検等)	監査・ 会計 検査等	その他			
組織的取組体制	4	0	4	0	0	0	0	4	0	0	
財務に関する事務	1 収入	50	2	10	31	7	25	14	11	12	0
	2 支出	116	0	33	70	13	59	25	32	22	1
	3 契約	61	0	14	42	5	20	19	22	8	0
	4 予算	6	0	3	2	1	2	0	4	1	0
	5 財産管理	111	0	17	19	75	65	30	16	64	1
	6 その他	22	0	8	9	5	4	16	2	0	0
計	370	2	89	173	106	175	104	91	107	2	

「重大」 県および県民に対し大きな経済的・社会的不利益を生じさせる蓋然性が高いもの、もしくは実際に生じさせたもの

「大」 誤りの内容が重大な事故、規則違反等に該当するもの

「中」 不適切な行為その他重要な事項が認められるもの

「小」 軽微な改善すべき事項が認められるもの

(2) 重点取組事項の取組結果

令和5年度は、下記2項目を全庁的な重点取組事項とし、各所属においてリスク対応策を検討した。

① 公用車使用時における安全運転の徹底〔財産管理〕

② 取得・廃棄した備品における調書作成や登記の漏れ・遅延防止の徹底〔財産管理〕

また、各所属において監査等で過去に指摘・指導された事項等を振り返り、自所属で発生しやすい不適事項を中心に重点取組事項の選定を行った結果、全所属における取組件数は1,358件であった。

不適事項（「不備あり」）は、86所属において計107件確認された。そのうち、評価区分「大」に該当する事案は30件であった。

（※R4年度：取組件数1,394件、不適事項106件、評価区分「大」28件）

・業務分野別集計結果（全庁的取組事項を含む）

業務分野	取組 所属数 (重複あり)	項目数	うち 「不備あり」 件数	評価区分		
				大	中	小
				1 収入	91	142
2 支出	166	322	22	7	14	1
3 契約	120	207	8	3	4	1
4 予算	25	25	1	1	0	0
5 財産管理	248	610	64	14	9	41
6 その他	42	52	0	0	0	0
計		1,358	107	30	34	43

・取組事項の数（1所属平均取組件数：5.5件）（※R4：5.7件）

取組事項 選定数	0件	1件	2件	3件	4～5 件	6～10 件	11件 以上	計
所属数	0	0	30	46	73	84	15	248

・点検結果〔重点取組事項〕

不備の区分	件数	評価区分「大」の内容
整備上の不備	0	
運用上の不備	107	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車事故（県過失 100%） ・ 調定金額誤り、漏れ ・ 執行伺の事後作成 ・ 入札等中止 ・ 補助金交付額誤り ・ 所得税還付漏れ ・ 予算計上漏れ（知事査定終了段階）

（3）自己点検の取組結果

① 組織的取組体制（点検項目数：7）

推進部局において、リスク発生の原因として組織に共通する課題について点検項目を設定し、各所属における自己点検時（R6.3.31）には不適事項なしであったが、点検結果の報告後に重大な不備を2件確認し、その一因として組織的取組体制の不備が認められることから、評価部局において不適事項4件（評価区分「大」）と評価した。（※R4年度：4件）

・点検結果〔組織的取組体制〕

項目	業務分野	件数	評価区分			評価区分「大」の内容
			大	中	小	
1～3	統制環境の不整備	0	0	0	0	
4	法令遵守意識等の欠如	0	0	0	0	
5	職場環境等不備	2	2	0	0	・ 風通しのよい職場環境作りや進捗管理の不備が重大な事案発生の一因
6	業務の進捗管理不備	2	2	0	0	
7	不均等な事務分掌・協力体制不足	0	0	0	0	
合計		4	4	0	0	

② 財務に関する事務〔全庁共通業務〕（点検項目数：127）

推進部局において、リスク発生の原因として財務事務に関する課題（全庁共通）について点検項目を設定している。令和5年度は点検項目を見直し、127項目について自己点検を実施した。

不適事項は125所属において255件確認された（重点取組事項と重複する事案を除く）。このうち、評価区分「大」に該当する事案は53件であった。なお、不適事項として多かったものは、執行伺の事後作成や入札中止、不適正支出等であった。

（※R4年度：点検項目数122、不適事項264件、評価区分「大」44件）

・点検結果〔全庁共通業務〕

業務分野	件数	評価区分			評価区分「大」の主な内容
		大	中	小	
1 収入	36	5	24	7	・調定金額誤り、漏れ ・領収書の誤交付 ・通帳の紛失
2 支出	93	25	56	12	・債権者誤り ・執行伺の事後作成 ・旅行命令簿の金額等誤り（決算額影響あり）
3 契約	53	11	38	4	・入札中止 ・契約締結後の公告漏れ ・納品書の紛失
4 予算	5	2	2	1	・予算計上漏れ（知事査定終了段階） ・事故繰越
5 財産管理	46	2	10	34	・公用車事故（県過失100%） ・協定内容不遵守（利用者に怪我）
6 その他	22	8	9	5	・点検・照合作業の不徹底 ・証拠書類の紛失 ・指導案件未改善（指導日以降に同様案件発生）
合計	255	53	139	63	

・不適事項が多い点検項目〔全庁共通事務＋重点取組事項〕

順位	点検項目	件数
1	公用車運転時に交通法規を遵守し安全運転を徹底しているか。	48
2	執行伺等の作成時期等は適当か。	31
3	支払い事務において、複数職員が関与し、不適正支出（未払い、過誤払い、年度・科目相違等）を防ぐ体制となっているか。	26
4	調定誤り、調定漏れおよび調定が遅延しているもの等はないか。	25
5	法令、契約等に定められた支払期限を遅延したものはないか。	17
5	公告に誤りはないか。また、誤りにより入札等を中止した事例はないか（開札処理時の入力誤りを含む）。	17

③ 財務に関する事務〔所属独自業務〕（点検項目数：36）

②の全庁共通業務に該当しない業務を行う所属において、独自の点検項目を設定し、自己点検を実施した。

企業会計やキャッシュレス徴収事務等、13所属が延べ36項目を設定し、不適事項は2件確認された。

・点検結果〔所属独自業務〕

業務分野	項目数	取組 所属数 (重複あり)	うち 不適 件数	評価区分			評価区分「大」の内容
				大	中	小	
				1 収入	8	5	
2 支出	13	6	1	1	0	0	政務活動費と旅費の重複
3 契約	3	2	0	0	0	0	
4 予算	0	0	0	0	0	0	
5 財産管理	8	4	1	1	0	0	貸与物品の管理
6 その他	4	4	0	0	0	0	
合計	36	(13)	2	2	0	0	

(4) 重大な不備

令和5年度の財務に関する事務について、運用上の重大な不備を2件確認した。

事案①は評価対象期間外に発生・発覚したものであり、事案②は国費受入れ不備の全庁調査により確認した事案であるため、「(3) 自己点検の取組結果」には含まれていない。しかし、その内容の重大性を鑑み、令和5年度福井県内部統制における「重大な不備」として報告することとした。

・事案①

1 件名(所属)	国費の受入手続の不備(農林水産部)
2 発生時期	令和6年4月
3 内容	・令和5年度水産庁所管補助金の受入手続において、事務処理の不備により国費約4億6千万円を県会計に受入できなかった事案であり、令和6年4月30日に水産庁から、県が報告していた支出見込額と国の官庁会計システムの支払済額に差があるとの連絡を受け、官庁会計システムで事務処理(国費の支出決定決議書の入力)を期限までに行っていなかったことが判明

・事案②

1 件名(所属)	国費の所要額調査手続の不備(健康福祉部)
2 発生時期	令和5年11月
3 内容	・事案①の発覚を踏まえて、国費受入れ不備の全庁調査を実施した結果、令和5年度厚生労働省所管補助金の所要額調査において、回答漏れがあり、国費165万円を県会計に受入できなかった事案を新たに確認

・再発防止策等

<p>1 発生理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国費会計事務の進捗管理が、担当者任せになっていた。 ・チェックシートを作成し、国費会計事務の進捗管理を行っていた所属においても、その共有は所属限りとなっており、全庁的なチェック体制が不十分であった。 ・国費を扱う所属・職員に限られており、また、年に1～数回のみ行う事務であることから、一般的に国費会計事務に不慣れな職員が多かった。 ・国費会計事務に関する留意事項の引継ぎが不十分であった。
<p>2 是正措置の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進会議を開催し、全庁的に情報共有および注意喚起 ・国費会計事務研修等を開催し、国費の基本や早期受入れを周知
<p>3 再発防止策</p>	<p>(1) 組織的なチェック体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全庁で一元的に管理するチェックシステムを構築 ・体制の強化 ・確実な国費受入れのため、全庁的に早期の事務処理を徹底 ・内部統制制度の項目に国費関連のチェック項目を追加 <p>(2) 個人の習熟度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国費事務の大枠、考え方を理解する研修の実施 ・よくある問い合わせに対応できる生成AI窓口の開設 ・引継書と口頭による丁寧な引継ぎの徹底 <p>(3) ミスを事前に防ぐ組織風土の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進会議における庁内の情報共有 ・声掛け、相談しやすい職場環境の構築